

航空機運航分野における CO2 削減に関する検討会 規 約

（設置の目的）

第 1 条 「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」に向け、グリーンリカバリー（環境に配慮した危機からの回復）の観点から我が国の航空関連事業者の国際競争力強化も視野に入れ、我が国の運航分野の具体的な取組の方向性について、総合的・複合的な検討を行うことを目的として、「航空機運航分野における CO2 削減に関する検討会」を設置する。

（本検討会の構成）

第 2 条 本検討会の構成は、別紙に掲げる委員及びオブザーバーで構成する。ただし、第 3 条第 1 項に規定する委員長は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバーの追加又は関係者の出席を求めることができる。

（委員長の任命等）

第 3 条 本検討会に委員長を 1 名置く。

- 2 委員長は、事務局から推薦し、委員の承認によってこれを定める。
- 3 委員長は、本委員会を統括する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

（議事の公開）

第 4 条 本検討会は冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。

- 2 本検討会の資料は特段の理由がある場合を除き、公開とする。
- 3 本検討会の議事要旨は、事務局が委員長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

（事務局）

第 5 条 本検討会の事務局は、国土交通省航空局航空ネットワーク部空港業務課、安全部航空機安全課及び交通管制部交通管制企画課に置く。

（守秘義務）

第 6 条 委員は、検討会を通じて知り得た秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（雑則）

第 7 条 この規約に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項については、本委員会ですら定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。